

平成15年4月21日
周南社協規程第19号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
ボランティア基金運営に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、ボランティア基金の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 周南市における地域福祉活動の向上を目指し、福祉活動に関する地域住民・民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を育成・助長するため、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置する。

(名 称)

第3条 この名称は、ボランティア基金（以下「基金」という。）という。

(事務局)

第4条 事務局を本会に置き、基金の事務を処理する。

(基金の構成)

第5条 基金は、次の各号をもって構成する。

- (1) 周南市の補助金（出資金）
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(基金の運用益)

第6条 基金から生ずる運用益は、本会等が実施する次の各号の事業に要する経費に充てるものとする。

- (1) ボランティア活動を振興するための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動を振興するための調査・研究事業
- (3) ボランティア活動を振興するための機器・機材の整備事業
- (4) ボランティア活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業
- (5) 本会ボランティアセンターの行う事業
- (6) 基金造成のための啓発事業
- (7) その他基金の管理運営に要する経費

(基金の処分)

第7条 基金の原資は、取り崩しできない。

(基金管理運営委員会)

第8条 本会に周南市ボランティア基金管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

2 管理運営委員会は、次の事項を審議し、本会会長に対し意見を述べることができる。

- (1) 基金の管理及び運営に関すること。
- (2) 基金会計にかかる事業計画及び予算に関すること。

(3) その他目的達成に必要な事項

(管理運営委員会の構成)

第9条 管理運営委員会は、10名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号から本会会長が委嘱する。

(1) 市関係者

(2) ボランティアグループ連絡協議会等関係者

(3) 本会関係者

(4) 学識経験者

(正・副委員長)

第10条 管理運営委員会に委員長、副委員長、各1人を置く。正副委員長の選任は委員の互選とする。

2 委員長は、管理運営委員会を代表し、管理運営委員会を総括する。

3 委員長事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(召集)

第12条 管理運営委員会は、必要の都度、委員長が召集し、議長となる。

2 管理運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(事務費)

第13条 基金に関する事務処理に要する経費については、次の範囲で、基金から生ずる運用益の一部を充てることができる。

(1) 基金から生ずる果実が3,000万円以下の場合10パーセントの範囲の額

(2) 基金から生ずる果実が3,000万円を超える場合10パーセントに超えた部分の3パーセントを加えた範囲の額

(定めなき事項の処理)

第14条 この規程に定めるもののほか、基金の管理、運営に必要な事項は本会会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月21日から施行する。